

釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例（解説）

「釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例」（以下「基礎学力保障条例」という。）は、平成24年第6回釧路市議会12月定例会に議員提案として提出され、同定例会において可決成立し、平成25年1月1日から施行されています。

この基礎学力保障条例は、次代を担う釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する基本理念を定めるとともに、市長、教育委員会、小・中学校、議会、保護者、地域の団体等の責務と役割を明らかにし、それぞれの主体が連携協力して取り組む事柄を努力規定として定めています。

この資料は、条例制定の目的や条文の趣旨等を市民の皆様にお知らせし、釧路市の子どもたちの確かな学力を育むための教育活動の推進にご協力をいただくために、提案議員の代表者に対して行われた釧路市議会での質疑の内容を踏まえて作成しています。

前文

教育は、限りない可能性を持って生まれてきたすべての子どもたちに対して、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。そして、その教育の土台となるのは家庭教育や幼児期の教育であり、これらにおける保護者の責務は極めて重大である。

しかしながら、各家庭における教育力や環境の違いは厳然と存在しており、それらをどのように克服し、知・徳・体のバランスが取れた教育を推進するかについては、釧路市にあっても、今や避けては通れない大きな課題となっている。

また、教育は、次代を担うすべての子どもたちが学ぶ力と学ぶ意欲を持ち、それぞれの個性を十分に発揮しながら、尊くかけがえのない人生を切り拓（ひら）いていくために行われるべきものであり、とりわけ基礎学力の習得が重要である。

私たち釧路市民は、釧路の地に生まれ、釧路で育ち、そして釧路を支える子どもたちが、釧路の産業や文化その他の伝統を継承するとともに、更なる発展の主体者に成長することを願っている。

そして、私たちは、その願いを自らの責任と課し、釧路の宝であるすべての子どもたちに等しく基礎学力の習得を保障するという決意の下、その実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

【解説】

教育は、次代を担うすべての子どもたちが学ぶ力と学ぶ意欲を持ち、それぞれの個性を十分に発揮しながら、尊くかけがえのない人生を切り拓いていくために行われるべきものです。変化の激しいこれからの社会を生きるために、義務教育においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた生きる力をはぐくむことが求められています。とりわけ「生きる力」の大切な要素の一つである基礎学力の習得が重要と考えるところから、子どもたちに生きる力の基盤となる基礎学力の習得を保障する教育を推進することを宣言し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するために条例を制定することを述べています。

なお、確かな学力については、学校教育法第30条第2項において、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と規定されています。

(目的)

第1条 この条例は、釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進について、その基本理念を定めるとともに、市長、教育委員会、小学校及び中学校、議会、保護者並びに地域の団体等の責務及び役割を明らかにすることにより、基礎学力の習得の保障に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって釧路市の子どもたちに国家及び社会の形成者として必要な資質を備えるために不可欠な基礎学力を身に付けさせることを目的とする。

【解説】

基礎学力保障条例において、釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に係る基本理念を定めるとともに、市長、教育委員会、小・中学校、議会、保護者、地域の団体等の責務と役割を明確にし、基礎学力の習得の保障に関する施策を総合的・計画的に推進することにより、釧路市の子どもたちに基礎学力を身に付けさせることを目的とすると定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基礎学力 子どもたちが、その心身の発達の段階に応じて学習により身に付けるべき基礎的な能力のうち、義務教育の課程を通じて習得すべき読む能力、書く能力及び計算する能力に係る知識及び技能であって、その向上又は低下の傾向を客観的な数値指標によって把握できるものをいう。
- (2) 児童・生徒 釧路市内に居住する義務教育の課程にある者をいう。
- (3) 地域の団体等 釧路市内で活動している町内会、企業、高等教育機関、サークルその他の団体及び地域住民をいう。

【解説】

基礎学力保障条例において使用する「基礎学力」、「児童・生徒」、「地域の団体等」の用語の意義について定めています。

- (1) 「義務教育の課程を通じて習得すべき読む能力、書く能力及び計算する能力」とは、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」(教育基本法第5条第2項)を実現するための達成目標として学校教育法第21条第5号及び第6号に規定されている能力をいいます。

なお、「読む能力、書く能力」及び「計算する能力」に対応する同条の規定はそれぞれ次のとおりです。

ア 読む能力、書く能力

読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

(学校教育法第21条第5号)

イ 計算する能力

生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

(学校教育法第21条第6号)

また、「客観的な数値指標」とは、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」や「釧路市標準学力検査」などによる数値指標をいいます。

- (2) 「児童・生徒」とは、学校設置者の別にかかわらず、小・中学校等の義務教育課程にある市内すべての者をいいます。

ただし、第4条、第5条、第6条は、市立の小・中学校の児童・生徒が対象となります。

- (3) 「地域の団体等」とは、地域の団体や地域住民など地域社会を構成するすべての者をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもたちが学ぶ力と意欲を持ち、人格の完成を図りながら、国家及び社会の形成者として必要な資質を備えていくためには、基礎学力の習得が欠くことのできないものであることにかんがみ、市長、教育委員会、小学校及び中学校、議会、保護者並びに地域の団体等がそれぞれの役割を果たし、かつ、相互に連携協力することによって、基礎学力の習得を保障するための教育を推進しなければならない。

2 前項の規定による教育の推進に当たっては、知・徳・体のバランスに十分に配慮するとともに、子どもたちが郷土を愛する人格と知識を身に付け、かつ、次代の地域を担うことを意識した教育の実施に留意しなければならない。

【解説】

基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する基本理念として、市長、教育委員会、小・中学校、議会、保護者、地域の団体等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携協力することより推進すると定めています。

また、その場合、「知・徳・体のバランスに十分に配慮する」ことに留意することとしています。

なお、それぞれの主体の連携協力については、教育基本法第13条において、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」と定められています。

(市長の責務)

第4条 市長は、教育委員会並びに小学校及び中学校が児童・生徒に等しく基礎学力を習得させる上で必要な施策を遂行できるよう、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 第1条の目的を達成するため、適切な人材の配置など、教育委員会の機能強化に最大限の協力をすること。
- (2) 児童・生徒の基礎学力の習得のために行う教育委員会の事業に必要な財政上の措置を講ずること。
- (3) 児童・生徒の生活等に係る部局において、基礎学力の習得に資する取組を積極的に行うよう十分な配慮をすること。

【解説】

教育委員会や小・中学校が児童・生徒に等しく基礎学力を習得させる上で必要な施策を行えるよう、(1) 人事面など教育委員会の機能強化への協力や、(2) 児童・生徒の基礎学力の習得のために行う教育委員会の事業に対する必要な財政措置とともに、(3) 保育所等や児童館での幼児教育の提供や見守り、各種福祉施策による家庭支援など、児童・生徒の生活等に関する他の部署においても基礎学力の習得に資する取組を積極的に行うよう十分配慮することを、市長の責務として定めています。

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、児童・生徒に等しく基礎学力を習得させるための基盤整備及び環境づくりに重大な責務を有するものであって、その責務を遂行するため、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 基礎学力の習得に関する施策及び具体的な取組(以下この条及び次条において「施策及び取組」という。)を定めた教育の推進に関する計画(教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する計画をいう。以下「教育推進計画」という。)を策定し、及びこれを着実に推進し、並びに教育推進計画に定めた施策及び取組の目標についてはその達成のために全力を尽くすこと。
- (2) 教育推進計画に定める施策及び取組ごとにその進行状況を毎年度公表すること。
- (3) 基礎学力の習得に支援を要すると認められる児童・生徒に対する個別指導の拡充のために必要な教員及び教員に準ずる人材の確保及び配置について十分な配慮をすること。
- (4) 基礎学力の習得を進めるために市民各層の意見、要望等について聴く機会を多様に設けること。
- (5) 基礎学力の習得に支援を要すると認められる児童・生徒を対象とするボランティア活動に対して必要な支援を行うこと。

【解説】

児童・生徒に等しく基礎学力を習得させるための基盤整備や環境づくりについて、教育委員会の責務を定めています。

- (1) 平成25年2月に教育委員会が策定し、4月からスタートした「釧路市教育推進基本計画」を着実に推進し、計画に定めた基礎学力の習得の保障に関する施策や取組の目標の達成に全力を尽くすこと。
- (2) 計画に定める基礎学力の習得の保障に関する施策や取組の進行状況を市のホームページなどで毎年度公表すること。
- (3) 基礎学力の定着状況を的確に把握し、基礎学力の習得に支援が必要と認められる児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や、夏季・冬季休業中や放課後の学習サポートなどを実施するために必要な教員や学習サポーターなどの人材確保と配置に十分配慮すること。
- (4) 基礎学力の習得を進めるために、市民各層の意見や要望等を聴く機会を多様に設けること。
- (5) 学習サポーターなどのボランティア活動に対して必要な支援を行うこと。

(市立の小学校及び中学校の責務)

第6条 市立の小学校及び中学校においては、義務教育が児童・生徒一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的に行われるものであることに留意し、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 児童・生徒に等しく基礎学力の習得を保障するため、不断に授業の改善を図るとともに、授業の進度については保護者に対して、適宜、説明すること。
- (2) 基礎学力の習得度の計測においては、それによって得られた習得状況及び課題等の情報を、適宜、保護者及び学校運営協議会に報告するとともに、学校ホームページへの掲載等により広く市民に公表すること。
- (3) 基礎学力の習得に支援を要すると認められる児童・生徒に対して、適切に補充的な学習機会を設けること。
- (4) 教育推進計画に定める施策及び取組の目標その他の教育委員会が定める目標を学校内において共有し、その達成のために必要な取組を行うこと。

【解説】

児童・生徒に等しく基礎学力の習得を保障するための取組などについて、市立の小学校及び中学校の責務を定めています。本条の「義務教育が児童・生徒一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的に行われるものであること」については、教育基本法第5条第2項と同様の規定であり、義務教育の目的を定めています。

- (1) 「不断に授業改善を図る」については、「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」（教育基本法第6条第2項）ものであり、また、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」（同法第9条第1項）ものであることから、学校全体として、また、教員一人一人が授業の改善に継続的に取り組む必要性を述べています。また、保護者が「授業の進度」を把握することは、「家庭における学習の習慣化」（基礎学力保障条例第8条第1号）との関係から家庭学習の参考のために必要なものであることから、適宜、保護者への説明に努める必要があります。
- (2) 全国学力・学習状況調査や学力標準テスト等で把握された学校の基礎学力の習得状況や課題などの情報は、適宜、保護者や学校運営協議会へ報告するほか、学校のホームページへの掲載や学校だより等で地域住民へ周知することを規定しています。その場合の具体的な内容は、各校が学校の序列化や過度な競争につながらないように配慮しながら、判断することになります。
- (3) 基礎学力の定着状況を的確に把握し、基礎学力の習得に支援が必要と認められる子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や、夏季・冬季休業中や放課後の学習サポートなど補充的な学習機会の確保に努めること。
- (4) 釧路市教育推進基本計画に定める基礎学力の習得の保障に関する施策や取組などの目標を学

校内で共有し、その達成に向けて必要な取組を行うこと。

(議会の責務)

第7条 議会は、基礎学力の習得を保障するための教育が効果的に推進されるよう、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 市が行う基礎学力の習得の保障に関する施策及び取組の実施状況の監視及び評価を行うこと。
- (2) 基礎学力の習得に関する調査及び研究を行い、教育委員会に対して適切な助言、提言等を行うこと。
- (3) 家庭における教育力及び環境の違いを解消するために必要な施策について、市長と協働しながら推進すること。

【解説】

議会の責務として、基礎学力の習得を保障するための教育が効果的に推進されるよう、釧路市議会基本条例の「議会の活動原則」(第2条)と同趣旨の内容を定めています。

- (1) 市が行う基礎学力の習得の保障に関する施策や取組の実施状況の監視及び評価を行うこと。
- (2) 基礎学力の習得に関する調査及び研究を行い、教育委員会に対して助言、提言等を行うこと。
- (3) 家庭教育の支援などの必要な施策について、市長と協働しながら推進すること。

《参考》釧路市議会基本条例抜粋

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民を代表する意思決定機関並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の監視及び評価機関であることを常に自覚し、公平かつ透明で市民にわかりやすい開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見、専門的知見等を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。

(保護者の責務)

第8条 父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤及びすべての教育の出発点であることに留意し、子どもに基礎学力を習得させるために、次に掲げる責務を果たすよう努めなければならない。

- (1) 家庭における学習の習慣化及び学習時間の十分な確保並びにそのための環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもの望ましい食習慣の形成を図るとともに、子どもと共に考え、行動しながら、基本的な生活習慣を確立すること。
- (3) 教育委員会並びに小学校及び中学校から協力を要請される事項について、保護者の自主的な判断に基づき取り組むこと。

【解説】

子どもの基礎学力の習得について、保護者の責務を定めていますが、その場合、市長、教育委員会、及び小・中学校は、教育基本法に基づき、子どもの教育に第一義的責任を有する父母その他保護者の家庭教育における自主性を尊重しなければなりません。

- (1) 家庭学習の習慣化や学習時間の確保と、そのための環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもの望ましい食習慣づくりとともに、子どもと一緒に考え、行動しながら生活のために必要な習慣を身に付けさせること。
- (3) 教育委員会や小・中学校から協力を要請される事項(家庭学習の一部である宿題や学校での補充的な学習サポート事業への参加も含む)について自主的な判断に基づいて取り組むこと。

(地域の団体等の役割)

第9条 地域の団体等は、子どもたちを地域社会の一員として育てる重要な役割があることに留意し、子どもたちが安心して教育を受けられるよう見守るとともに、小学校及び中学校の教育活動を支援するほか、子どもたちへの社会体験の場の提供その他社会性を養うための活動等を積極的に推進するよう努めなければならない。

【解説】

教育基本法第13条(第3条(基本理念)参照)と学校教育法第31条及び第49条の規定を踏まえ、小・中学校の教育活動に対する支援、子どもたちへの社会体験の場の提供などについて、地域の団

体等の役割を定めています。

《参考》学校教育法抜粋

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

釧路市の教育

基本理念

釧路の風土で生まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり

教育目標

- ふるさと釧路を愛し 活力あるまちに奉仕する人づくり
- 伝統と文化を大切にし 主体的に学びつづける人づくり
- 進んで人とかかわり 豊かな心をはぐくむ人づくり
- 自然に親しみ 健康でたくましく生きる人づくり

釧路市教育委員会